

刑の減免制度

考えられる制度の概要

1 自己の犯罪事実を明らかにするための行為

刑法第42条に規定するもののほか、罪を犯した者が自己の犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない供述、証拠の提出その他の行為をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②当該犯罪の軽重及び情状、③その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕することができるものとする。

2 他人の犯罪事実を明らかにするための行為

罪を犯した者が他人の犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない供述、証拠の提出その他の行為をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②自己及び他人の犯罪の軽重及び情状、③これらの犯罪の関連性、④その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。

3 対象犯罪は、限定しないものとする。

4 刑の減免等を受けるためになされた他人の犯罪事実に関する虚偽供述等を処罰する罰則を新設する。

【検討課題】

1 刑の減免事由

(1) 「犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない(行為)をした場合」 (制度概要1, 2関係)

- 判断の容易性等の観点から、より明確な規定の仕方は考えられないか。
 - ・ 例えば、「自己(他人)の犯罪について、捜査機関に知られていない事実であって当該犯罪の証明のため重要なものを供述してその犯罪事実を明らかにした場合」はどうか。

(2) 「他人の犯罪事実」の範囲(同2関係)

- ・ 「他人の犯罪事実」に限定を加えることとするか。
- ・ 限定を加えるとした場合、罪を犯した者の犯罪事実との間にどのような関係のある他人の犯罪事実に限定するか(どのような規定にすれば、明確かつ合理的に「他人の犯罪事実」の範囲を画することができるか。)
 - ① 共犯関係又はこれに準ずる関係
 - ・ 共同正犯、教唆犯、幫助犯、いわゆる必要的共犯など
 - ② 一方が他方の罪証隠滅等をする内容を内容とする関係

- ・ 本犯と犯人蔵匿，証拠隠滅など
- ③ 犯行の対象となる人や物等を共通にする関係
 - ・ 詐欺と犯罪収益等隠匿，未成年者略取と被略取者引渡しなど
- ④ 一連の犯行計画に基づいて実行された関係
- ⑤ その他

2 虚偽供述等に対する罰則（同4関係）

- 「刑の減免等の有利な措置をとらせる目的」等の主観的要件を規定するか。
- 虚偽供述のほか，偽造又は変造の証拠の提出等の行為を規定するか。
- 法定刑をどの程度のものとするか。